

令和6年度健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、令和5年度決算に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率を9月 日開会の定例議会において報告しましたので、町民のみなさまにお知らせいたします。

この比率が一定の基準を超えると「早期健全化団体」さらには「財政再生団体」へ移行することになり、地方債の借入れや予算編成が制約されるなど国の関与を受けることになります。また、健全化に向けた計画を策定し、計画目標を達成するため取り組まなければいけません。

1、財政健全化の比率

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)は、いずれも早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	15. 00%	20. 00%
連結実質赤字比率	—	20. 00%	30. 00%
実 質 公 債 費 比 率	9. 4%	25. 0%	35. 0%
将 来 負 担 比 率	—	350. 0%	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示します。

2、経営健全化の比率

各公営企業における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業がないため、経営健全化基準に該当しませんでした。

	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業会計	—	20. 0%
下水道事業会計	—	20. 0%

※資金不足額がない場合は、「—」で表示します。